

札幌保健医療大学

平成 30 年度 大学機関別認証評価
評価報告書

平成 31 年 3 月

公益財団法人 日本高等教育評価機構

札幌保健医療大学

I 評価結果

【判定】

評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

II 総評

「基準1. 使命・目的等」について

使命・目的及び教育目的を学則に定め、大学の特色を印刷物等で明示し、社会情勢に応じて教育目的を見直している。使命・目的及び教育目的の策定は役員、教職員が関与し、印刷物やホームページ等で公表している。使命・目的及び教育目的を実現するため、それらを反映した法人としての中期計画を策定している。使命・目的及び教育目的を踏まえて三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）を明確に定め、その実現に必要な教育研究組織が整備されている。

「基準2. 学生」について

アドミッション・ポリシーを定め、印刷物やホームページ等で公表し、多様な入学者選抜を行っている。保健医療学部のうち看護学科は入学定員及び収容定員に沿って在籍学生数を確保しているが、学年進行中の栄養学科は各学年で入学定員を満たせていない状態にある。教員と職員で構成される学生委員会で支援計画を立案、実施するなど学修支援の体制を整えている。キャリア開発委員会を中心にキャリア支援体制を整備している。各種委員会による学生支援のほか、健康管理室、学生相談室等を設置して心身に関する支援をしている。設置基準を上回る校地、校舎、施設設備等を整備して教育環境を整えている。大学は全学生対象に各種調査を実施して意見要望を把握し、学修支援及び学修環境の改善につなげている。

「基準3. 教育課程」について

ディプロマ・ポリシーを学科ごとに定め、印刷物やホームページ等で公表している。単位認定、進級及び卒業認定基準等は学則に定め、成績評価基準は履修要綱やシラバスに明示している。カリキュラム・ポリシーを学科ごとに定め、ディプロマ・ポリシーの達成につなげることにより、その一貫性を確保している。授業は講義、演習、実習、実験のほか、グループ学習、オムニバス授業を行っている。学生の資格取得状況、学生満足度調査、学生による授業評価アンケート等により学修成果を点検・評価し、学生、教員へフィードバックすることで学修指導の改善・工夫を図っている。

「基準4. 教員・職員」について

教学マネジメントの遂行に必要な組織編制と教職員が適切に配置され、学長のリーダーシップを支える仕組みが確立されている。教育職員選考規程を定め、教育職員採用候補者

選考委員会を設置している。教員全体を対象とした FD 研修会を行うことで教育内容、方法等の工夫・改善を図り、教員教育研究等業績評価システムにより教員の自己評価を実施している。SD 研修会や他大学との合同 SD 研修会等を活用して教職員の資質向上に努めている。十分な教育研究活動ができる研究環境を整え、大学は個人研究費を配分し、研究を支援している。研究費等の不正使用防止や倫理に関する規則を定めている。

「基準 5. 経営・管理と財務」について

寄附行為、学則を定め各種法令等を遵守した運営を行い、情報公開規程をホームページで公開している。理事会、評議員会及び常任理事会を置き、それぞれを機能させることで、理事長のリーダーシップが発揮できる体制を整備している。監事監査、公認会計士監査、監査室監査が行われている。法人は安定した財務基盤を確立しているものの、大学の収支は支出超過が続いており、定員確保のため多様な広報活動を展開している。会計処理は、学校法人会計基準などにに基づき適正に処理している。

「基準 6. 内部質保証」について

内部質保証の組織体制として、自己点検・評価委員会と IR(Institutional Research)機能を有する大学評価委員会を設置している。自己点検・評価委員会は学内の各委員会及び事務局が作成した活動報告書をベースに自己点検・評価報告書を編集している。自己点検・評価報告書に課題・改善方策の項目を設けて PDCA サイクルを形成している。三つのポリシーに基づき大学運営について自己点検・評価及び各種調査結果等を活用して改善・向上を図り、内部質保証の仕組みを機能させている。

総じて、使命・目的及び教育目的の達成のため、教育課程編成、教育研究組織、学修環境及び学生支援体制を整備している。栄養学科は入学定員に沿った適切な学生数が確保できていないが、教学マネジメントについては、学長のリーダーシップを支える組織が適切に構築されることで有効に機能している。経営・管理と財務は責任と権限が明確である。自己点検・評価及び各種調査等を活用して三つのポリシーに基づき組織的に内部質保証に結びつけている。

「大学独自の基準」として設定されている、「基準 A.地域貢献・社会連携」については、基準の概評を確認されたい。

なお、大学が「特記事項」として挙げたのは以下の通り。

1. 「地域に根ざす医療人」教育の重視
2. 大学農場と専門職教育

Ⅲ 基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価】

基準 1 を満たしている。

1-1 使命・目的及び教育目的の設定

- 1-1-① 意味・内容の具体性と明確性
- 1-1-② 簡潔な文章化
- 1-1-③ 個性・特色の明示
- 1-1-④ 変化への対応

【評価】

基準項目 1-1 を満たしている。

〈理由〉

法人の学園理念を継承して、大学はその教育理念を「人間力教育を根幹とした医療人育成」としている。使命・目的及び教育目的は、学則第 1 条及び第 5 条に具体的かつ簡潔な文章で明確に定めている。

教育理念のもとに、学部・学科の体制を整備して看護師・保健師、管理栄養士の専門職業人教育及びその分野の研究機能を果たし、地域の保健医療福祉の発展に寄与・貢献することを大学の個性・特色として学生便覧、履修要項及びシラバスに明示している。

社会情勢に対応して、栄養学科の増設と保健医療学部の教育目的の見直し、栄養教諭育成のため、栄養教諭普通免許状一種の取得を可能とするよう教育課程の編成を見直している。

〈参考意見〉

○看護学科及び栄養学科のディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーは学科ごとに設定されているが、各学科の教育目的については、定めがないため学則等で定めることが望まれる。

1-2 使命・目的及び教育目的の反映

- 1-2-① 役員、教職員の理解と支持
- 1-2-② 学内外への周知
- 1-2-③ 中長期的な計画への反映
- 1-2-④ 三つのポリシーへの反映
- 1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

【評価】

基準項目 1-2 を満たしている。

〈理由〉

教育理念、使命・目的及び教育目的の策定については、設立当初から役員、法人と大学の教職員が関与して確定している。教育理念、使命・目的及び教育目的は、学生募集要項、

学生便覧、ホームページ、各種行事等で学内外に周知している。

教育理念、使命・目的及び教育目的を実現するため、「学校法人吉田学園 中期計画 2020」に大学で取組むべき課題及び具体的なアプローチを明記している。

教育理念、使命・目的及び教育目的を達成するためディプロマ・ポリシーを具体的に定め、その実現のためにカリキュラム・ポリシーを、更にアドミッション・ポリシーをそれぞれ関連付けて定めている。これらの遂行に必要な1学部2学科の教育研究組織を整備して、学長のもとに運営会議、大学評価委員会及び危機管理委員会を、教授会のもとに各種委員会をそれぞれ設置している。

基準 2. 学生

【評価】

基準 2 を概ね満たしている。

2-1 学生の受入れ

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】

基準項目 2-1 を概ね満たしている。

〈理由〉

教育理念である「人間力教育を根幹とした医療人育成」のもとに、アドミッション・ポリシーを定め、大学ホームページ、大学案内及び学生募集要項に明示し周知している。また、学内でのオープンキャンパスや大学見学会、学外における進学相談会や出張講義等においても説明し周知に努めている。

学科別のアドミッション・ポリシーは定められていないものの、「確かな学力」「保健医療への関心」「豊かな社会性」「強い向上心」という四つのアドミッション・ポリシーに対応した入学者選抜を行っている。

学年進行中の栄養学科については入学定員及び定員充足率が低い状態にあるため今後の対応が求められるが、看護学科は適正な入学者数を確保し収容定員を満たしている。

〈改善を要する点〉

○学年進行中の栄養学科の在籍学生数が入学定員の合計の 0.5 倍未満であるため、改善を要する。

〈参考意見〉

○アドミッション・ポリシーは、大学全体として定められているが、学科ごとに定めることが望まれる。

2-2 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】

基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉

学生への学修支援体制に関する方針・計画は、教員と職員で構成される学生委員会、教務委員会、キャリア開発委員会による体制のもと立案し、実施されている。障がいのある学生には、受験時から入学まで随時事前相談を行い、対応できる体制を整えている。また、校舎をバリアフリーにしており、障がいの種類や程度によって学修環境及び指導について支障の有無を確認するなど配慮している。専任教員においては、オフィスアワー制度を導入し、履修要項・シラバスで学生に周知して相談・指導体制を整備している。

TA 制度は導入していないが、授業の指導補佐として、学内の助手、助教のほか、非常勤指導員を配置し、学修支援をしている。

学科及び学年ごとに配置している「学年担任（学担）」が学修支援の中心を担い、退学、休学及び留年への対応として、科目担当者等との複数体制で学修指導・助言を実施している。

2-3 キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【評価】

基準項目 2-3 を満たしている。

〈理由〉

キャリア開発委員会を中心に事務局進路支援課及び教員が連携・協働し、教育課程内外を通じて社会的・職業的自立に関する教育及びキャリア支援体制を整えている。また、求人情報の閲覧や情報収集が行えるキャリア支援室を設置するとともに、キャリア支援相談員を配置し、相談業務等を行っている。

看護学科及び栄養学科では、それぞれ国家試験への合格を支援するために、キャリア開発委員会が中心となり年間計画を作成し、学外講師と学内教員による補講を行い、模擬試験受験料の一部を後援会から補助するなどの支援体制を整えている。

2-4 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

【評価】

基準項目 2-4 を満たしている。

〈理由〉

学生生活全般の支援は学年担任が中心となり、学生委員会、キャリア開発委員会、人権擁護委員会、国際交流委員会、事務局学務課と連携して協働する体制をとっている。

学生の経済的支援として、日本学生支援機構による奨学金、道市町村及び医療機関の修学資金制度等があり、学年担任と事務局学務課が連携し助言・指導をしている。また、経済的困窮者のための給付型奨学金と兄弟姉妹が同時在学する学生のための奨学金制度を大学独自に設け、支援している。

学生の自治活動やサークル活動は学生の自律性を保ち、学生委員会や教員による顧問を中心に活動を支援している。学生の心身に関する健康相談や支援等は、事務局学務課を中心に学校医、保健師が常駐する健康管理室、臨床心理士とカウンセラーが担当する学生相談室、学年担任及び実習運営部会が連携して行っている。

2-5 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

【評価】

基準項目 2-5 を満たしている。

〈理由〉

教育目的達成のため、設置基準を上回る校地、校舎、体育施設、図書館、情報施設・設備等を整備し、実験・実習室を看護学科及び栄養学科ごとに設けて学修環境を整えている。また、校舎内の全ての施設は耐震性が確保されている。

図書館は適切な規模で十分な資料を確保し、開館時間を授業開始前の時間に早めるなど学生の利便性に配慮している。また、情報関連の教室として主に授業で使用する情報処理室 2 室と自習用 1 室を設け、校舎全館に無線 LAN アクセスポイントを整備し、情報サービスを利用する環境を整えている。

校舎内全てをバリアフリー化してエレベータ、トイレ等は安全性と利便性に配慮している。授業を行う学生数は適切であり、講義室、演習室、実習室等の規模と必要な付帯設備を整備している。

2-6 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【評価】

基準項目 2-6 を満たしている。

〈理由〉

全学生対象の「学生満足度調査」と全科目対象の「学生による授業評価アンケート調査」を実施して、学生の意見・要望を把握している。また、要望・意見に該当する部署がそれぞれ改善策を講じるとともに、学生にはコメントを掲示して周知する体制を整えている。

「学生満足度調査」の分析により、メンタルヘルス面の支援体制を改善するためカウンセラーと学生相談室の開室日を増やすほか、大学独自の奨学金制度を設け経済的支援の制度を導入している。また、施設・設備面でも、校舎の改修工事を行うなど設備の充実を図り、学修環境を整備している。

基準 3. 教育課程

【評価】

基準 3 を満たしている。

3-1 単位認定、卒業認定、修了認定

- 3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知
- 3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知
- 3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【評価】

基準項目 3-1 を満たしている。

〈理由〉

教育目的及び教育理念を踏まえたディプロマ・ポリシーを学科ごとに定め、学生便覧、履修要項、シラバス、ホームページ等に掲載、周知されている。ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等が学則、履修規程、履修に関する細則に適切に設定されており、厳正に適用されている。学修の順次性やディプロマ・ポリシーの実現を意識するために平成 28(2016)年度入学生から、学年制を導入している。卒業認定は、学則第 41 条に「本学に 4 年以上在学し、別表 1 及び別表 3 に定める授業科目及び単位数を修得した者について、学長が卒業を認定する」と規定している。

3-2 教育課程及び教授方法

- 3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知
- 3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性
- 3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④ 教養教育の実施

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 3-2 を満たしている。

〈理由〉

教育目的及び教育理念を踏まえて、カリキュラム・ポリシーを学科ごとに定め、履修要項・シラバスなどで周知している。教育課程はカリキュラム・ポリシーに基づき系統的に編成され、学修成果はディプロマ・ポリシーの各項目の到達目標の達成につながって一貫性を確保している。教養教育は「基礎教育科目」で実施され、選択科目の一部は看護学科と栄養学科の合同科目として配置するなど、充実が図られている。シラバスは適切に整備され、履修登録単位数の上限は看護学科 45 単位、栄養学科 40 単位と履修規程に定められている。

授業形態は講義、演習、実習、実験及び臨地実習とし、オムニバス授業、両学科混成授業でのグループ学習等を取入れ工夫している。また、学生による授業評価、FD 研修会、実習施設との協議会・指導者会議、実習指導者研修会等で教授方法の改善の取組みを行っている。

〈参考意見〉

○教養教育をより専門的に検討する体制の充実が望まれる。

3-3 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【評価】

基準項目 3-3 を満たしている。

〈理由〉

学生の資格取得状況の分析、学生満足度調査、学生による授業評価アンケート調査等により三つのポリシーを踏まえて学修成果を評価している。授業評価アンケートは、全科目実施されており、アンケート結果と科目責任者の回答は学生が見られるよう小冊子にまとめて図書館等に掲示されている。授業評価アンケートをもとに、FD 委員会を中心に学修指導の検証を行い、検証結果は担当教員へのフィードバックが実施され、教授方法の改善・工夫に結びつけている。

基準 4. 教員・職員

【評価】

基準 4 を概ね満たしている。

4-1 教学マネジメントの機能性

- 4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮
- 4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築
- 4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【評価】

基準項目 4-1 を概ね満たしている。

〈理由〉

平成 27(2015)年学校教育法一部改正に伴い、学則、評議会規程、教授会規程及び運営会議規程を改正している。学則上の教授会の位置付けは適切に規定されているが、教授会規程などの一部規則については、学校教育法改正の趣旨が反映されていない事項が散見するため、現在、見直しを行っている。

学長のリーダーシップを支える仕組みとして、学部長等を構成員とする大学運営会議を月に一度開催している。教学組織は平成 29(2017)年度から部長制を採用し、「札幌保健医療大学の役職に関する規程」を整備し、その権限と責任を明確にしている。事務局は総務課、学務課及び進路支援課で構成され、事務分掌規程によってその業務は規定されている。各委員会及び諸会議体に事務職員が構成員として参画し、教職協働に努めている。

〈改善を要する点〉

- 教育に関する重要な事項で教授会の意見を聴くことが必要なものを学長が定め、周知していないことは改善を要する。
- 学生の退学、停学及び訓告の処分の手続きを学長によって適切に定められていない点について改善を要する。

4-2 教員の配置・職能開発等

- 4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置
- 4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 4-2 を満たしている。

〈理由〉

看護学科は設置基準、保健師助産師看護師学校養成所指定規則を遵守して教員を配置し、栄養学科は栄養士法施行規則、管理栄養士学校指定規則等を遵守し、設置基準認可申請書

通り、完成年度までの教員組織計画に沿って教員確保を行っている。

教員の採用及び昇任については、「札幌保健医療大学教育職員選考規程」「保健医療学科教育職員採用及び昇任の選考基準に関する内規」を整備し、教員組織計画に沿って適切に運用している。教員全体を対象とした FD 研修会や学術セミナーのほか、新しく赴任した教員は、学長が講師を務める FD 研修会に参加し、大学の教育理念・目的や教育方法に関する理解を深めている。学生による授業評価アンケートの点検評価による教育内容・方法の改善及び教員教育研究等業績評価システムの導入による自己評価等を実施している。

4-3 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取り組み

【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉

職員の資質・能力向上を図るため、事務局総務課が主体となって、事務局 SD 研修会を実施している。また、教職協働による大学運営を念頭に置いた FD・SD 合同研修会を実施している。

日本私立大学協会などの外部講習会に出席した職員は、事務局 SD 研修会で報告することにより、参加した職員の発表能力の向上とその他の職員との情報共有につなげている。平成 27(2015)年には、近隣大学と大学間の交流を通じて職員の資質向上を図る目的で、連携協力に関する協定書を締結し、現在まで 4 回の合同 SD 研修を開催している。

4-4 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

【評価】

基準項目 4-4 を満たしている。

〈理由〉

教員が研究を行う環境として、研究室、共同研究室及び図書館が整備され、実験施設として精密機械を配備した理化学実験室及び同準備室が配置されている。

個人及び公的研究費の取扱規程及び要領を定め研究費等の不正使用を防止する研修会を開催するほか、倫理規程の制定、研究倫理委員会の設置などを行っている。

研究活動への資源配分に関し、個人研究費規程を定め、大学から職位ごとに毎年度配分している。また、個人研究費とは別に、「札幌保健医療大学学術奨励研究費助成等に関する規程」を定め、専任の教授・准教授には学術研究費、講師・助教には奨励研究費、助手に

は教育研究力促進に係る補助の研究費助成申請制度を設けている。

基準 5. 経営・管理と財務

【評価】

基準 5 を概ね満たしている。

5-1 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

【評価】

基準項目 5-1 を満たしている。

〈理由〉

法人の目的において「この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行い、豊かな心で地域の発展に貢献する有為な人材を育成することを目的とする。」と定めるなど、必要な事項等を規定し、学校教育法、私立学校法、設置基準等の各種法令等を遵守して運営している。「学校法人吉田学園 中期計画 2020」を策定するなどして、使命・目的の実現へ継続的に取り組んでいる。

環境保全として節電・温暖化対策ガイドラインを定めて環境保全に取り組むほか、人権擁護等に関する規則、個人情報保護規程等により人権について配慮している。加えて、公益通報に関する規則を定め、不正行為の早期発見、業務の遂行状況及び規則の遵守の確認を行い、規律と誠実性を維持している。

5-2 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価】

基準項目 5-2 を満たしている。

〈理由〉

寄附行為及び寄附行為施行細則を定め、理事会、評議員会及び常任理事会を置くことで意思決定のできる体制を適切に整備している。理事の選任については寄附行為に定められ、事業計画の策定など理事会の運営は適切である。理事会は寄附行為等に基づき開催されており、理事会から委任された事項及び機動的な意思決定のための仕組みとして、常任理事会を持ち、一部の業務決定の権限を委任して理事会機能を補佐する役割を果たしている。

5-3 管理運営の円滑化と相互チェック

- 5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化
- 5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【評価】

基準項目 5-3 を満たしている。

〈理由〉

法人及び大学の各管理運営機関の意思決定については、寄附行為施行細則で理事長に委任する権限を規定しているほか、評議会、運営会議を設置し、大学と法人との意思疎通や連携体制を整えて機能している。監事による監査、公認会計士監査、監査室監査が行われ、法人及び大学の相互チェックは機能している。監事及び評議員は寄附行為に基づき適切に選任されており、評議員会の運営も適切に行われている。

また、管理運営、教員の人員計画、教員の任免等に対して学長に意見を述べる組織として評議会が設置されており、評議会を通じて各種委員会の意見をくみ上げる仕組みがある。

5-4 財務基盤と収支

- 5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立
- 5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価】

基準項目 5-4 を概ね満たしている。

〈理由〉

中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立に向けては「学校法人吉田学園 中期計画 2020」があるものの、その裏付けとなる財務計画は、現在十分な確立に至っていない。

法人全体としては、法人内に設置する専門学校群の入学者数増加により、概ね安定した財務基盤を確立している。大学としては、栄養学科の入学定員未充足が主たる原因となり、やや収支のバランスを欠いているものの、定員を確保するための多様な広報活動を実施し、安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保に取り組んでいる。

〈改善を要する点〉

○大学単独の事業活動収支計算書関係比率において、事業活動収支差額比率、経常収支差額比率、教育活動収支差額比率で支出が収入を上回っているが、財務計画が単年度のみで、財務に関する中長期計画が策定されていないため改善を要する。

5-5 会計

- 5-5-① 会計処理の適正な実施
- 5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価】

基準項目 5-5 を満たしている。

〈理由〉

会計処理については、学校法人会計基準及び「学校法人吉田学園経理規程」等に基づき適正に会計処理をしている。

監事による監査は、監事 2 人により、法人の業務及び財産の状況の監査を行っており、決算時に監査報告書を作成して、理事会及び評議員会で監査報告を行うなど厳正に実施されている。

また、独立監査人による諸帳簿、伝票、証票及び取引内容等の確認を行っている。

基準 6. 内部質保証

【評価】

基準 6 を概ね満たしている。

6-1 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【評価】

基準項目 6-1 を満たしている。

〈理由〉

平成 25(2013)年度の開設時には自己点検・評価委員会を設置して、内部点検を中心に活動し、それ以降、各自己点検・評価項目を担当する委員会と統括責任者を定めた上で、自己点検・評価報告書を毎年作成している。

平成 29(2017)年度には学長を委員長として学部長、図書館長、教務部長、学生部長、学科長、法人本部長、大学事務局長の委員構成で大学評価委員会を設置し、自己点検・評価報告書の審議を行うなど内部質保証に結びつける責任体制を整えている。

6-2 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【評価】

基準項目 6-2 を満たしている。

〈理由〉

各種委員会及び事務局は、毎年の活動内容を自主的・自律的に自己点検・評価した上で委員会等活動報告書を作成し、自己点検・評価委員会に提出している。自己点検・評価委員会は、委員会等活動報告書を評価して報告書の修正や追加等を行い、自己点検・評価報

告書として編集している。その自己点検・評価報告書がフィードバックされることで記載された課題・改善方策の項目に基づいた改善が行われる PDCA サイクルが形成されている。自己点検・評価報告書は全教職員に配付し、図書館に配架するとともに、ホームページで公開している。

平成 29(2017)年度からは IR 機能を有する大学評価委員会においても収集・分析されたデータを課題解決案の策定に生かすことで大学運営の改善を図っている。

6-3 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

【評価】

基準項目 6-3 を概ね満たしている。

〈理由〉

各学科のディプロマ・ポリシーの項目別到達目標に必要な科目をカリキュラムツリーで学科別に示し、これがカリキュラム・ポリシーにつながり、アドミッション・ポリシーに反映され、大学の内部質保証を体系化している。

三つのポリシーに基づいた大学運営について、自己点検・評価、設置計画履行状況等調査のみならず、第三者学外委員による学長の業務執行状況に係る調査を行うなどのチェック機能を有している。それら各種の意見・報告をもとに改善・向上を図る PDCA サイクルを形成することで内部質保証の仕組みとしており、今後はそれが十分に機能していくことに期待したい。

〈改善を要する点〉

○学生の受入れ、教学マネジメントの機能性、財務基盤と収支、といった点で改善を要する事項があり、内部質保証に関して機能性が十分とは言えないため改善が必要である。

大学独自の基準に対する概評

基準 A. 地域貢献・社会連携

A-1 大学の人的資源・物的資源の地域社会への還元と協力連携体制

A-1-① 大学の教育研究資源の地域社会への提供

A-1-② 地域社会との連携と貢献のための組織と運営体制

【概評】

大学は学則第 1 条において「専門技術の研究・教授、有為な人材育成と社会の発展に貢献することを目的とする」と明記し、大学の人的・物的資源を活用し、社会に還元することで「地域に根ざした」「地域から必要とされる」大学としての役割を果たすことを地域貢

献の意義として掲げている。平成 26(2014)年度から地域連携委員会を中心に、さまざまな形で学生が参加して地域貢献を行っている。具体的には、札幌市東区連携協定事業や中沼地区夏祭りへの貢献として「健康づくりフェスティバル」等に参加し、健康への意識向上、食習慣・運動習慣の改善等の健康生活向上を支援している。また、平成 27(2015)年度から年 2 回の公開講座を開催し、札幌市民の健康に寄与する講座、自然災害への備えに関する講座、大学農場で生産した農産物などを用いて北海道の食材の魅力と食の持つ力に関する講座などを実施している。また、地元のプロバスケットボールチームのレバンガ北海道と「栄養サポートパートナー協定」を締結し、選手の食事、栄養管理・指導等を行い、併せて地域住民の健康・体力の向上のための支援活動を行っている。北海道天塩郡遠別町や千歳市の菓子製造販売業者と共同して道産食材による焼き菓子を開発するなど産学官連携事業を展開しており、今後の更なる発展に期待する。

大学の挙げた特記事項（自己点検評価書から転載）

本学は、教育・研究・社会貢献の3機能の相乗作用による発展をめざしている。なかでも、本学は北海道にある大学として、以下に示す教育に取り組んでいる。

1. 「地域に根ざす医療人」教育の重視

本学は、開学時から「人間力教育を根幹とした医療人育成」の理念のもとに看護職を養成し、卒業生が北海道民の暮らしのなかで保健医療福祉に貢献できることをめざしている。その教育的取組みの一つとして、教育課程に北海道開拓から始まる独自の風土と文化・歴史、自然と大地、産業、さらに保健医療福祉面での道民の健康と生活の課題に関する理解等を深めるための教育内容に組込んできた。看護・栄養の両学科共通の基礎教育科目では、「生態学」「地域社会文化論」「社会貢献と活動」で北海道の特徴を多面的に学ぶ機会としている。看護学科教員組織には、保健師国家試験受験資格（選択）を付与するために公衆衛生看護学専任教員の複数配置を活かし、専門科目に「地域保健医療看護論」を2年次必修科目として、「公衆衛生看護学概論」を3年次全学生が選択可能な科目として配置し、看護師教育で狭小化して教授されやすい健康、対象と環境、看護について早期から地域保健の観点を強化した概念形成を図るとともに、北海道の地域看護と保健医療に関する特性を理解するよう取り組んでいる。また、各専門領域の看護臨地実習の学習課題の一つに、施設内外の保健医療福祉チームとの連携を取り上げる等、北海道とそこに暮らす人々の保健医療福祉面からの健康課題と連携の取組みについて、1～4年次の学習進度に合わせた教育を行っている。今後は、北海道民の健康と医療、栄養と食生活の総合的観点を重視した看護・栄養両学科合同の専門科目を設け、「地域に根ざす医療人」としての学びをより深める教育課程を検討している。

2. 大学農場と専門職教育

本学所在地は、北海道開拓時代から北海道特有のタマネギ「札幌黄」を生産してきた農業地である。本学は、平成29(2017)年度栄養学科開設当初より、大学隣接の農地で北海道や札幌市の伝統的農産物（タマネギ「札幌黄」、トウモロコシ「札幌八行」、じゃがいも「男爵」）を中心に教職員と栄養学科学生の共同作業で生産に取り組んでいる。この目的とするところは、文部科学省大学設置認可申請書における「栄養・食生活の専門職者として、北海道の豊富な農・畜・水産物、食文化と食生活、生活環境等の特性をふまえて」活動できる管理栄養士の育成にあり、上記1.と関連して「地域に根ざす」医療人として北海道に貢献するための教育に係る新たな取組みである。平成29(2017)年度は、専門基礎科目である「食品科学実験Ⅰ」においては収穫物を食品成分分析の試料に、また「調理学実習Ⅱ」においては北海道産食材を使用した郷土料理の実習に活用している。さらに、本学公開講座での参加者への配付、大学祭での収穫物を用いた料理を教員指導のもとに学生が調理し、参加者にふるまう等、北海道食材の特性について地域に周知するよう努めた。栄養学科学生たちは、これらの活動を通して、北海道の豊富な食材、道民の食の歴史、独自の食文化への理解、さらに食の宝庫といわれる北海道の自然・大地と安全な食環境づくりの重要性について学修を深めている。今後は、専門基礎科目の一貫として、農産物の生産体験を組込むことや、看護学科学生の農場体験（ボランティア）まで広げ、看護師・保健師の活躍する地域の特性と、そこで生業を立て暮らす人々の健康と生活の特性を理解できる看護職育成

にも役立てることを検討している。